

【令和6年度住民税均等割非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯対象】 子育て世帯への加算(こども加算)申請書(請求書)

※この申請書は、令和6年度住民税均等割非課税化世帯重点支援給付金または令和6年度住民税均等割のみ課税化世帯重点支援給付金(以下、「6年度非課税化等給付金」という。)の対象世帯に対する子育て世帯への加算です。

葛飾区長 殿

申請書(請求書)の記載内容に相違なく、裏面の【誓約・同意事項】に全て誓約・同意のうえ、申請します。

1 申請・請求者(世帯主)

		記入日	令和	年	月	日
	フリガナ 氏名	個人番号 生年月日	現住所			
			日中連絡可能な電話番号			
1		明・大・昭・平 年 月 日	TEL	-	-	-

2 給付金対象児童

※新たに申請する児童の情報のみ記入してください。
※該当する項目のチェック欄(□)に必ず『✓』を記入してください。

□「申請・請求者」と同一世帯、もしくは別世帯だが扶養している令和6年6月4日以降に生まれた児童を扶養しています。
□令和6年6月3日時点で、別世帯だが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年6月4日以降に生まれた児童)を扶養しています。

	フリガナ 氏名	個人番号		同居・別居	住所 (別居の場合のみ記入)
		生年月日			
1		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
2		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
3		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		

3 振込先口座

6年度非課税化等給付金と同じ口座に振り込みます。
別の口座への振り込みをご希望の場合は、コールセンター(03-6704-5841)にご連絡ください。

4 申請額(請求額) 50,000円(対象児童1人当たり)

対象児童数 (「2. 給付金対象児童」に記載の人数)	人	×	50,000円	=	申請額 (請求額)	円
-------------------------------	---	---	---------	---	--------------	---

(例)対象児童3人の場合: 3人 × 50,000円 = 150,000円

5 代理人記入欄(代理人が受給する場合のみ)

※代理人の口座へ振込みを希望する場合は、申請・請求者(世帯主)と代理人それぞれの本人確認書類を送付してください。

フリガナ 氏名 (代理人)	生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
	日中連絡可能な 電話番号	TEL - -
住所		申請者との 関係

私(申請・請求者(世帯主))に代わり、代理人が受給することを認めます。

申請・請求者(世帯主)の
署名又は記名押印

㊞

【誓約・同意事項】

以下の全ての事項について確認し、誓約・同意のうえ、申請します。

- 6年度非課税化等給付金を受給しており、子育て世帯への加算(こども加算)の支給要件に該当します。
- 世帯のなかに、令和6年度住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- こども加算の給付要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、葛飾区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、葛飾区において給付決定をした後は、こども加算の請求書として取り扱います。
- 葛飾区が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、葛飾区が定める日までに葛飾区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、**こども加算が給付されない**ことに同意します。
- こども加算の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算の給付要件に該当しないことが判明した場合には、**こども加算を返還**します。また、意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- 他自治体からの給付を含み、既に給付金を**受給した世帯**又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、こども加算を返還します。
- 国外で課税されており、租税条約による住民税の免除を届け出ている者は世帯内にいません。

【必要書類】

必要書類に漏れがないか、チェック欄(□)に『✓』を記入してください。

- 世帯主の本人確認書類(いずれか1点)
 - マイナンバーカードのコピー(写真のある面)
 - 健康保険証のコピー(氏名が記載してある面)
 - 旅券(パスポート)のコピー(写真のある面)
 - 在留カードのコピー(写真のある面)
 - 運転免許証のコピー(写真のある面)
 - 年金手帳のコピー(氏名が記載してある面)
 - 介護保険証のコピー(氏名が記載してある面)
 - 特別永住者証明書のコピー(写真のある面) など
- 子育て世帯への加算(こども加算)別居監護申立書【別世帯だが扶養している児童のこども加算を申請する場合のみ】
- 代理人の本人確認書類(いずれか1点)【代理人が受給する場合のみ】
上記「世帯主の本人確認書類」と同じ(代理人のもの)